

## 全国特産品流通拠点化推進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 全国特産品流通拠点化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、県内輸出事業者が全国特産品の輸出増のために行う事業に対し補助金を交付することにより、県内輸出事業者による全国特産品の海外展開を促進し、那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点形成に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国特産品 日本国内の沖縄県外で生産された農作物、畜産物、水産物、加工食品をいう。
- (2) 県内輸出事業者 沖縄県内に本店を有し、輸出を行う法人をいう。
- (3) 海外流通事業者 外国に本店を有し、日本国外で全国特産品を販売する法人をいう。

### (補助対象事業者)

第4条 この要綱に基づく補助金を受けることができる者は、沖縄の物流機能を活用し、全国特産品の輸出を行う県内輸出事業者とする。

### (交付の対象経費及び補助率)

第5条 知事は、県内輸出事業者が行う全国特産品の輸出促進のために行う事業のうち、主として香港、中国、台湾、韓国、タイ、シンガポールその他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域を対象とするもので、補助金交付の対象として知事が認める事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象事業に必要な経費として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助対象の内容、要件等は別表第1に、補助対象経費、補助率、上限等については別表第2に定める。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の交付申請書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次に掲げる補助対象事業の区分に応じそれぞれ次に定める日までに

知事に提出しなければならない。ただし、この要綱の適用の日又は毎年度4月1日から事業実施までの期間がその日数に満たない場合は、この限りではない。

- (1) 県外渡航支援 旅行の開始日から起算して14日前
  - (2) 海外流通事業者招聘支援 旅行の開始日から起算して14日前
- 3 申請者は、前項の交付申請を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて報告しなければならない。
- 4 第1項の交付の申請をするに当たって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 5 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。

（交付の決定）

- 第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めたときは、別記様式第2号による交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。
- 2 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

（申請の取り下げ）

- 第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、別記様式第3号の交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認）

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号の計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分間における、いずれか低い額の2割を超える額の配分を変更するとき。
  - (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
    - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 知事は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、別記様式5号による補助金交付決定変更通知書により、補助事業者へ通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第6号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

（事故報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第7号の事故報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、規則第10条に基づき知事が報告を求めたときは、別記様式第8号の遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、次に掲げる補助対象事業の区分に応じそれぞれ次に定める日又は3月15日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定に基づき別記様式第9号の実績報告書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

(1) 県外渡航支援 旅行の完了日から起算して14日以内

(2) 海外流通事業者招聘支援 旅行の完了日から起算して14日以内

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る実績、効果等について報告しなければならない。

（額の確定）

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第10号による補助金の額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第 11 号の精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 知事は、第 9 条第 4 項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 7 条の決定の内容（第 9 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を永続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合、別記様式第 12 号による交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。なお、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 知事は、第 13 条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 13 号により知事に速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、前条第 4 項の規定を準用する。

(立入検査)

第 17 条 知事は、補助金の交付手続き上必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な書類の提出を求め、又は関係職員（その委任を受けた者を含む。）に帳簿、証拠書類、その他必要な物件を検査させることができる。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経費と明確に区分し、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の廃止した日又は完了した日の属する日の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第 14 号による産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

第 20 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後の一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、別記様式第 15 号による収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(雑則)

第 21 条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

2 本要綱に規定する申請書その他の書類は、1部とする。

附則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 5 条第 2 項関係)

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象事業者	要件
一 県外渡航支援	主に商談を目的として補助対象事業者の社員が行う県外出張。	県内輸出事業者	補助対象事業者の社員が通常勤務する場所から最寄りの沖縄県内の空港又は港を出発地とすること。
二 海外流通事業者 招聘支援	主に商談を目的として行う海外流通事業者の県外への招聘。	県内輸出事業者	被招聘者が属する事業所から最寄りの空港を出発地とすること。

別表 2 (第 5 条第 2 項関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	上限
一 県外渡航支援	航空賃 県外での宿泊料 その他知事が必要と認める経費	10分の8	1回の渡航につき10万円以内を上限とし、1社から3人以内の渡航かつ7泊8日以内。
二 海外流通事業者招聘支援	航空賃 県外での宿泊料 その他知事が必要と認める経費	10分の10	1回の招聘につき22万円以内を上限とし、5人以内の招聘かつ3泊4日以内。